

# 第1号議案 平成26年度事業報告について

## 1 26年度重点方針

26年度は青少年を取り巻く環境と青少年育成の基本を鑑み、旧青少年育成国民会議提唱した「伸びよう伸ばそう青少年」「地域の子どもは地域で育てよう」のスローガンを継承し、前年度の活動を積み上げ次の3点を重点として取り組んだ。

- 1 組織の活性化
- 2 後継者の養成
- 3 地域育成課題の挑戦

## 2 事業内容

### (1) 組織の活性化

#### ① 都道府県やブロック組織との連携

9月に全国都道府県アド連会長会議を開催し、アド養成事業の見直しの意見の集約や組織の強化策を協議した。会議前に九州ブロック各県からの脱退届があり善後策を協議した。会長、副会長が責任をとり辞任し、谷本会長代行で総会まで運営することとなった。組織が縮小し復帰が課題となった。

#### ② 「全日本アド連たより」の発行

次のとおり年2回発行した。各県7～10部発送。

号数	発行日	掲 載 内 容
7	8月20日 (8ページ)	26年度総会の内容(25年度事業・会計報告、26年度事業・会計予算計画)、会長挨拶、全日本アド連会長表彰者紹介、第18回研究集会の報告(e-ネット安心講座、グループワーク、参加者の声)、新人アドバイザーの声(愛知県:海老原景子)、各事業予定、編集後記
8	3月31日 (8ページ)	第19回総会・研究集会の呼びかけ、アドを支援する有識者会議報告、主張(鳥取県アド連会長:山本邦彦)、都道府県アド連会長会議、第20回中国・四国ブロック研究集会・鳥取大会報告、第9回東海北陸ブロック岐阜大会、私の実践活動(鳥取県:西浦公子、愛知県:稗田猛)、危険がいっぱいのJKビジネスの紹介、今後の行事予定、編集後記

今後は各県のアド連活動や全日本アド連の方向に沿った活動を幅広く載せることが必要。

#### ③ ホームページの作成

「全日本アド連たより」7・8号を掲載し、また現行化に努めた。

#### ④ 全国青少年育成県民会議等連合会との連携

- ・ 加入呼びかけの結果19県から22県となったが、引き続き加盟を呼び掛けていく。
- ・ 後継者養成事業の後援については、27年度に向かって依頼していく
- ・ 相互の情報交換は日本の青少年健全育成について協議していく。

#### ⑤ 表彰を行う

全日本アド連会長表彰は各県から6名の推薦があり、5月23日の第2回理事会で審査し次の方々が受賞となり、27年度研究集会の冒頭で表彰することとした。

安江ちか子	岐阜県	小路 カ子	兵庫県	吉川 英治	徳島県
楫本 泰輔	和歌山県	吉村美南枝	広島県	村田 靖子	愛知県

日本善行会受賞者は伊藤惇（北海道）、中村百合子（石川）、吉田穂積（京都）、小路カ子（兵庫）、小池ミ千子（愛媛）、の5名が11月23日明治神宮参集殿で式典があり表彰された。これで本会推薦の受賞者累計15名となった。

⑥ 第18回全日本アド連研究集会の開催

平成26年6月21日・22日、愛媛県松山市道後温泉古湧園で参加65名。研究集会1日目は、[e-ネット安心講座]で現状と対応を学び、次に、昨年度の札幌大会で参加者が決めた実践目標を、1年間どのように実践してきたかを検証するグループワークを行いました。2日目は、午前中は『明治28年の子規と漱石—新しい文学の夜明け—』と題して松山市立子規記念館館長の竹田美喜先生の記念講演があった。

⑦ アドバイザーを支援する有識者会議の設立

9月15日全国都道府県アド連会長会議後に行った。

上村文三（全日本アド連顧問）、萩原元昭（群馬大学名誉教授）、久田邦明（神奈川大学講師）の各氏に出席頂き、アドの運動の組立て方、アド連の今後の活動目標、アド養成事業の方策等アドバイスをいただいた。

⑧ 既アドバイザーのフォローアップ研修は各ブロック研究集会で行われた。

⑨ 全国都道府県アド連会長会議

平成26年9月14・15日 愛知県青年会館で開催、16道県の代表が参加しアド養成事業の見直しの検討、九州ブロック各県脱退の対応策や組織強化（都道府県加盟、財政基盤強化、県民会議との連携、組織のNPO法人化等）のあり方、規約の問題、次期会長候補の選出等を協議した。

特に、九州ブロック各県の退会の原因は意志疎通の不充分さから起こったことが原因となったが、日本の青少年健全育成の推進や関係団体との連携を強めるためには、全国のアドがまとまる必要があり会長代行で早急に復帰を要請していくこととした。

また、アド養成事業の見直しは、仲間を増やす観点からアドバイザー養成を各県もしくはブロックで初級編を行う。そこの修了者を準会員とする。講師は各県の社会教育講師等経費の掛からない方を選ぶ。つぎに全日本のアドバイザー養成講習会(上級)へは県アド連の推薦をもって申込み受講する。

2段階を経て青少年育成アドバイザーとして認定するとよい。また、県や内閣府の事業等の研修会に参加したらポイントを付けるなど弾力的なことも考える。具体的カリキュラム等は専門委員会で検討し、統一的なものをつくる。といった協議があった。

## (2) 後継者の養成

9月14・15日の全国都道府県アド連会長会議、3月15日理事会、5月24日専門委員会  
会で27年度に向けて案を検討した。

## (3) 地域育成課題の挑戦

### ① 隣のおじさんおばさん運動の取組

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなることにある。そのために挨拶や良いことをしていたら褒める、悪いことをしていたら叱るといったコミュニケーションを深めていくことで、各道府県アド連で取組んだ。

### ② 子ども・若者の居場所づくり

子ども・若者が気軽に集い話し合える場が少なくなり、自宅でケータイ・スマホ・ゲームなどにはまりこむ傾向がある。また、コミュニケーションの能力の希薄化が課題となっている。古民家や空き商店街、公民館や交流館等できるところで居場所を考えていく取組が必要で、各道府県アド連で取組んだ。

### ③ ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動

ケータイからスマホへと急速に普及し、高校生から、中学生、小学生へと広まりつつあり、SNS アプリの進化は、いじめ、犯罪被害、依存症などさまざまな問題が顕在化しその対策が急務となっている。とりわけ買い与える保護者の役割は大きく、保護者がネットの危険を理解し注意、指導、見守りのペアレンタルコントロールの営みを深めていく必要があり、各縣市町アド連でケータイ・スマホ講習会や研修会の開催又は提唱をした。

愛知県豊田市での取組を全日本アド連たより第8号で紹介した。

その他、 東日本復興支援については災害復興を応援する江戸川区民の集い「忘れないパート4」  
6月13日（主催：東京都江戸川区民の会、青少年育成アド東京会）に名義後援した。

## 第2号議案 平成26年度会計決算報告について

### 平成26年度 一般会計収支決算報告

#### 収入の部

単位：円

科 目	26年度予算額	26年度決算額	増 減	付 記
会 費	141,000	99,000	△42,000	26県×3,000=78,000 過年度未納分18,000 賛助会員3,000
繰 越 金	△44,722	△44,722	0	前年度繰越金
借 入 金	44,722	44,722	0	特別予算から借入
そ の 他	25,034	100,034	75,000	寄付金100,000、利子等
合 計	166,034	199,034	33,000	

#### 支出の部

単位：円

科 目	26年度予算額	26年度決算額	増 減	付 記
会 議 費	30,000	49,397	19,397	役員会、理事会、全国会長会議有識者会議の会場費等
事 業 費	50,000	38,720	△11,280	
事務費	20,000	21,264	1,264	印刷インク、用紙、封筒、他
通信費	30,000	17,456	△12,544	切手、はがき、宅急便
旅 費	30,000	65,900	35,900	有識者会議講師交通費等
返 納 金	44,722	44,722	0	アド認定特別会計へ
予 備 費	11,312	0	△11,312	
合 計	166,034	198,739	32,705	

収入決算額199,034－支出決算額198,739＝295円 次年度繰越金

## 平成26年度 アドバイザー認定特別会計決算報告

収入の部

単位：円

科 目	26年度予算額	26年度決算額	増 減	付 記
アド認定料	100,000	85,000	△15,000	17人×5,000円 第3期生アドバイザーより
繰越金	49,756	49,756	0	前年度繰越金
返納金	44,722	44,722	0	一般会計より
その他	15,000	14,008	△992	ハッチ代13人×1,000円 利子等
合 計	209,478	193,486	△15,992	

支出の部

単位：円

科 目	26年度予算額	26年度決算額	増 減	付 記
会議費	10,000	14,100	4,100	認定委員会等開催2回
事務費	10,000	12,431	2,431	コピー用紙、賞状用紙、インク代等
通信費	15,000	10,856	△4,144	案内状、認定証送付、新人へ「アドたより」等郵送代
旅 費	60,000	58,000	△2,000	委員交通費
貸付金	44,722	44,722	0	一般会計に貸付
次回開催費	10,000	11,251	1,251	次回開催調査研究費
予備費	59,756	0	△59,756	
合 計	209,478	151,360	△58,118	

収入決算額193,486円－支出決算額151,360円＝42,126円 次年度繰越金

平成26年度一般会計決算報告及びアドバイザー認定特別会計報告を監査した結果、上記のとおり相違ないこと認めます。

平成27年 6月 7 日 監事 宮後 弘満

印

平成27年 6月 1 日 監事 伊藤 順子

印

(4) その他

会 議

期日	会議名	会場	参加者	議題
26年6月 21日	26年度総会	松山市道後古 湧園	17名、 任状10	①25年度事業・会計決算報告 ②26年度事業・予算について ③監査1名選出
26年6月 22日	第1回役員会	松山市道後古 湧園	6名	都道府県アド連会長会議の日程と 内容
26年8月 2日	第2回役員会	愛知県青年会 館	5名	都道府県アド連会長会議の内容に ついて
26年9月 14・15日	全国都道府県 アド連会長会 議	愛知県青年会 館	代表16 名	①アド養成事業の見直し ②組織の強化策 ③九州ブロック各県脱退の対応策
27年1月 24・25日	第3回役員会	アウィーナ大 阪	5名	①規約の見直し ②27年度事業方針の基本 ③組織の強化策
27年3月 14・15	第1回理事会	エル・おおさか	7名	①27年度事業方針 ②アド養成事業について
27年5月 23・24日	第2回理事会 各専門委員会	和歌山ピック 愛	9名	①アド会長表彰者選考について ②27年度総会付託議案について ③アド養成事業の取組について

**出張等**

8月31日、9月1日 中国・四国ブロックアド大会が鳥取市で開催された。

(宇野会長、峠事務局長参加)

9月6・7日 東海北陸ブロックアド大会が岐阜県美濃加茂市で開催された。

(宇野会長、峠事務局長参加)

11月24日 近畿地区アドバイザー研究集会在滋賀県で開催された。(前副会長参加)

## 第3号議案 規約の一部改正（案）について（案）

### 改正点（追加、変更、削除）

#### （組織）

第5条 各都道府県アド連等の一団体、及び本会の目的に賛同する個人を以て組織する。

2 本会の入会及び退会は細則で定める （追加）

#### （役員）

第7条 本会に、次の役員を置く。

（1）会長：1名

（2）副会長：5名(削除) 若干名(変更追加)

（3）理事：12名(削除) 若干名(変更追加)

（4）監事：2名

（5）事務局長：1名

（6）会計 (削除)

#### （役員を選任）

第8条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

（1）会長は、総会において各ブロック長の中から選出し、総会の承認を得る。 (削除)

理事会において役員の中から選出し、総会の承認を得る。 (変更追加)

（2）副会長は、会長以外の各ブロックの会長があたる。

（3）理事は、各ブロックの副会長を以てあてる。

（4）監事は、理事以外から選任し、総会の承認を得る。

（5）事務局長及び会計は、理事会において選出し、会長が委嘱する。 (削除)

#### （役員の職務）

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、第4条に掲げる事業の開発促進に努め、審議決定の権限を有する。 (削除)

会長及び副会長、事務局長とともに理事会を構成し、会務を処理する。 (変更追加)

4 監事は、業務及び財産を監査し、その結果を総会において報告する。

5 事務局長は、会長の命により経理及び事務局を所掌する。 (追加)

6 会計は本会の経理を掌理し、その結果を総会において報告する。 (削除)

#### （役員任期）

第10条 会長の任期は、4年を限度とする。 (削除)

2年とし再選は一度までとする。 (変更追加)

3 監事・事務局長・会計の任期は2年とし、再任を妨げない。 (削除)

#### （総会）

第13条 総会は、本会最高の議決機関であり、毎年1回開催する。但し、臨時に開くことができる。

2 総会は、各都道府県アド連会長を以て構成する。 (削除)

正会員を以て構成する。 (変更追加)

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・事務局長・会計で構成し、会務の執行に関し重要且つ急を要する事項及び理事会に付託する事項について審議する。(会計は削除、他は追加)

第15条 理事会は、会長・副会長・理事・事務局長・会計で構成し、必要に応じて開く。(削除)  
(規約に示されない事項)

第19条 規約に示されない事項については、理事会で協議し、別途、運営細則により定める。  
(附則)

本会の規約は、平成27年6月28日から施行する。(一部改正) (を追加)

運営細則

(会長職務代行順位)

第2条 会長職務代行順位は、年次総会開催担当のブロック会長が輪番であたる。(削除)  
副会長の中から互選で決める。(変更追加)

(入退会) (追加)

第7条 本会に加入しようとするものは、書面によって申出、会長の承認を受けることにより、加入できる。

2 会長は、前項の承認をしようとする場合には、必要に応じ、役員会の意見を求めることができる。

3 本会を退会しようとするものは、書面によって申し出ることにより、退会する。

「様式」

入退会届

年 月 日

全日本青少年育成アドバイザー連合会長 殿

団体名(個人)

代表者

住所

連絡先

本会(私)は全日本青少年育成アドバイザー連合会の趣旨に賛同し 年 月から加入します。

本会(私)は都合により全日本青少年育成アドバイザー連合会を 年 月から退会します。

事務連絡先

住所

役職氏名

連絡先



この運営細則は、平成9年4月1日から施行する。

この運営細則は、平成19年6月23日から施行する。(改正)

この運営細則は、平成20年6月21日から元規約に戻す。(改正)

この運営細則一部改正は、平成21年6月

20日から施行する。(一部改正)

この運営細則一部改正は、平成23年6月12日から施行する。(改正)

この運営細則一部改正は、平成27年6月28日から施行する。(一部改正と追加)(を追加)

## 第4号議案 新役員の承認（案）について

### 新全日本青少年育成アドバイザー連合会役員名簿

役職	氏名	ブロック	都道府県	備考
会長	山本 邦彦	中国・四国	鳥取	(承認案件)
副会長	山崎 政和	関東・甲信越	埼玉	
副会長	稲垣 喜夫	東海・北陸	富山	
副会長	伊藤 順子	東北・北海道	宮城	
副会長	松田 正己	近畿	滋賀	
理事	伊東 幹雄	関東・甲信越	千葉	
理事	佐藤 節子	関東・甲信越	神奈川	
理事	松原 登	東海・北陸	岐阜	
理事	峠 テル子	東海・北陸	愛知	
理事	香川 勝	中国・四国	香川	
理事	谷本 治	中国・四国	愛媛	
理事	前 晴夫	近畿	和歌山	
理事	磯見 秀喜	東北・北海道	北海道	
事務局長				(委嘱案件)
監事	宮後 弘満	近畿	兵庫	
監事				(承認案件)

# 第5号議案 27年度活動方針及び事業計画（案）について

## 1 青少年育成の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に発揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

- 1、 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- 2、 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。
- 3、 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう

青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とします。

## 2、現状の認識と課題

### （1）青少年の現状

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、親子関係の希薄化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られ取り組むべき課題が多くあります。

### （2）組織の現状

青少年育成アドバイザーは旧（社）青少年育成国民会議が行った通信教育事業の修了者及び全日本アド連養成事業で所定の課程を修了し、本会が認定した者で組織した、青少年育成運動の中核的役割を果たそうとする団体であります。

今日、青少年育成アドバイザーは、調査によると1,300余名の方々が都道府県アドバイザー組織に加入し活動していますが、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の団体や役職で活動している人がいて、組織的な独自活動が弱いのが現状であります。東日本大震災復興のボランティア活動や安心ネットへの取り組み、内閣府のユースアドバイザー講習への参加等積極的な動きもあります。

一方、退会を申し出る組織が出たり、認定されていても参加していた団体や立場から退いたり、高齢化等により、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみられます。

また、青少年育成問題の多様化や深刻化で変化に対応できない場合も見られます。

しかし、新しい会員を仲間に入れた県アド会は、会員数が増え活性化が生まれ、新たな担い手として活躍している組織もあります。

各ブロックや各県の組織や活動状況を把握しながら、見直し、活性化を図る必要があります。

### (3) 青少年育成運動の経過

国民運動の目標を実現するため「伸びよう 伸ばそう 青少年」を合言葉に、家族の絆を強くするための「家庭の日」の制定、「大人が変われば 子どももかわる」をスローガンに一般国民がその襟を正して育成運動に参加することを提唱、地域のこどもは地域で育てることをめざして「地域のおじさんおばさん運動」を提唱し、「あいさつ・声掛け運動」も推進してきました。各都道府県も青少年を見守る運動の中で「少年を守る店」を指定して非行化防止にも取り組んできました。しかし、長年運動を継続する中で、マンネリ化を生じ、掛け声だけに終わっている所も見受けられます。これらの状況を把握し、見直しながら、より成果の上がる運動に発展させていかなければなりません。

更に、今年度は基本目標の実現を目指すため「人づくり（我づくり）を積み上げて、町づくり・国づくりを」のスローガンを加え、自己研鑽を積み重ね、新たな重点運動方針を定めて、健全育成に取り組む町づくりを進めることも課題と考えます。

### (4) 青少年育成アドバイザーの役割

私達は、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っている。その為、絶えず自己研鑽に励み、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

その為、本会の基本目標の実現を目指し、運動の重点方針や決定事項の実践に努めるほか、次のとおり役割を担います。

- ①「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ②青少年育成県民会議を始め市町村青少年育成組織を支援し運営基盤づくりや青少年問題に関心の高い町づくり・国づくりに力を注ぐこと。
- ③青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの実施に関わること。
- ④その他、育成課題解決のための地域連携の推進を図ること。

### (5) 青少年育成アドバイザーの養成

全日本アド連の行う青少年育成アドバイザー養成は後継者の育成で本会の根幹にかかわる事業で、認定・登録されたら各県アド連に加入し、さらに研鑽することを前提にして過去3回、内閣府や全国青少年育成都道府県民会議連合会や主管アド連の都道府県・教育委員会等の後援をいただき実施してまいりました。現在71名の方々が認定され活躍しています。

しかし、研修のボリュームやアフターフォローの点、また財政基盤の脆弱性など、問題や課題が多く、さらに検討しよりよい養成事業にしていく必要があります。

今年度からは、昨年度までの反省と検討結果を踏まえ、入門編（仮称入門コース）・認定編（仮称全日本コース）の2段階で養成を図ることを目指します。まずは私たちの仲間を増やす

ため、各都道府県やブロックでの地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援して、各都道府県・ブロックが（仮称）初級アドバイザーを養成とすることに努めます。

これによって、認定編（仮称全日本コース）の受講希望者の増大を図ることに努め、本会主催のアド認定講座を実施して、修了者は認定審査会を経て青少年育成アドバイザーとして認定するよう、要項を定めて、後継者の養成を図ることが必要と考えます。

#### （６）子ども・若者育成支援推進法との関係

また、平成22年4月「子若法」が施行され7月に「子ども若者ビジョン」策定され、国と地方公共団体の責務の基に課題解決の方策が進められています。その中心は子ども・若者（15歳～39歳）が社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する支援で、市・町・村の行政施策のタテ割りから横割りの地域支援協議会（行政、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等のネットワーク）の設立であります。

困難を抱える子ども若者の相談にのり支援組織につなぐ役割のユースアドバイザー養成がモデル事業として各市町村で取組まれています。青少年育成アドバイザーはこのユースアドバイザーと連携しながら、育成運動の強化・拡大を図り、アドバイザー養成に繋げていけるよう取組むことが必要であります。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定が検討されています。その状況・内容を把握しながら、動きに注目し、都道府県民会議等連合会と連帯しながら、その成立を目指します。

### 3、重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、新しい運動の旗を立て、啓発・推進に取り組むとともに、従来からの運動を見直し、その活性化を目指します。

- ・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進をします。
- ・青少年育成運動の見直しを行います。
- ・専門委員会で組織活性化方策を検討します。

{具体的な内容}

#### （１）社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・

「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進をします。

子ども達が、家庭・地域・町の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけて実践することを、新しく育成運動の柱に加えます。

（標語～スローガン）

社会の一員として 逞しく生きる力を 育てるために

「子どもが 伸びるチャンスを 活かそう」～家庭で地域で住んでる町で～

先ずは、アドバイザーが関わる活動・事業に子どもが伸びるチャンスを増やします。

アドバイザーが関係する地域・団体・市町村民会議・都道府県民会議等で提唱し推進します。

1) 家庭の中で～家族の一員としての自覚を高めるために

・・・進んで自分の役割を持とう・・・

- ①出来ることは進んでしよう～大人も子どもに家族の一員としての役割を持たせよう
- ②あいさつ運動～あいさつは心を通わす第一歩～大人も必ず(コダマで～オウム返しで)返事をしよう
- ③「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進(趣意書は別紙のとおり)
- ④「家庭の日」運動の見直し作業の開始

2) 地域の中で～地域住民の一人としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる地域で、進んで出番をつくろう・・・

- ①地域行事の中で 子どもの出番(役割・輝く場所)をつくろう
- ②あいさつ運動～あいさつは心を通わす第一歩～大人も必ず返事をしよう  
・「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進
- ③来た時よりも美しく～後から来る人のために

3) 町(社会)の中で～町(社会)の一員としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる町で 輝く チャンスを 増やそう・・・

- ① 町の行事の中に～・こども祭り(フェスティバル)・各種の町の行事に参加できる場所をつくろう・子ども議会
- ② あいさつ運動～あいさつは心を通わす第一歩～大人も必ず返事をしよう  
・「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進
- ③ 交通ルールを守ろう
- ④ 環境の美化運動・エコ(省エネ)運動

(2) 青少年育成運動見直しの推進

(旧)国民会議並びに都道府県民会議創立50周年を捉えて「このままで良いか?」という視点で育成運動を見直し「子どもが伸びるチャンスを活かす(増やす・創る)運動」を推進します。

1) アドバイザー自身の見直し運動

- ①自分自身にとってアド活動とはどんな活動か?
- ②アド都道府県連の活動はこのままでよいか?
- ③市町村民会議・都道府県民会議との連携は強いのか

2) 市町村民会議運動の見直しと連携の強化

- ①アドバイザーは、市町村民会議会員として、市町村の育成運動に積極的に参画します。  
ア)本会が推進する次の運動を提唱し、市町村民会議での運動を展開します。  
社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャン

## スを活かす運動」の提唱・推進

### ②従来からの組織・運動の見直し運動

ア) 家庭の日・地域のおじさんおばさん運動・大人が変われば子どもも変わる運動・少年を守る店などの点検と見直しを行う

イ) 組織の構成の見直し～官民一体となって連携した運動ができているか。乳幼児期から育成運動に加わっているか。役員が当て職で機能マヒ・マンネリ化をしていないか？

### ③「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進

## 3) 各都道府県アド連と各都道府県民会議との関係見直しと連携強化

①各都道府県アド連は都道府県民会議会員となり、関係会議や各事業に積極的に参加して、都道府県民運動の推進力となろう

②市町村民会議への対応と同様に、創立50周年を契機に都道府県民会議運動の見直し運動を推進しよう

③都道府県民会議等連合会への加入を奨励・推進しよう

## 4) 全国都道府県民会議等連合会との連携を強化する

①未加入都道府県民会議へ加入の働きかけをし、加盟都道府県の拡大に協力する

②連合会との連帯を一層強化し、国民運動再興に取り組みます。

・新しい国民運動の構築に努め、連帯して内閣府の支援を求めます

社会の一員として逞しく生きる力を育てるために・・・

「子どもが伸びるチャンスを活かす（増やす・創る）運動」の提唱・推進

③共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指します。

## 5) 内閣府との連携を強化する

育成運動は、官民一体となっこそ、強力に展開できるものである。共通の目標に向かって、より一層、意思疎通の強化を図り、内閣府の青少年施策への理解を深め協力すると共に、我らの運動への理解と協力を得る努力を続けます。

## (3) 組織活性化方策の検討

26年度に設置した3つの専門委員会を継続して、運動・組織の再構築を検討し、理事会に報告して、可能なものから実施します。

(副会長を委員長とし、各理事を各委員会に配属し、理事会全員(希望する正会員を含めても可)で次の委員会を設置し、運動・組織の再構築を検討し、可能なものから実施する。

### 1) 基本問題検討委員会

①青少年問題とアド連の役割～基本認識と運動方針の再検討

②規約の再検討

③市町村民会議・都道府県民会議・都道府県民会議等連合会との連帯

- ④ブロック・各都道府県の活動実態調査の実施
- ⑤未加入組織の加入促進（含む九州ブロック）方策の検討
- ⑥有資格会員の加入促進方策の検討

## 2) 後継者養成委員会

- ①養成の方法・内容の検討
- ②講座の財源・実施場所の検討

## 3) 広報・運営委員会

- ①広報誌の発刊
- ②啓発資料の作成（パンフレット・幟旗・シールほか）
- ③ホームページの活用。（全日本・各都道府県アド連・会員ブログなど）
- ④財源確保～会費（各都道府県負担・個人会員会費・賛助会員・企業会員等）、寄付金などの検討
- ⑤NPO 化の要否検討

## 4、地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して取り組んでいきます。

### 1) 隣のおじさんおばさん運動の取組

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなることにあります。そのために挨拶や良いことをしていたら褒める、悪いことをしていたら叱るといったコミュニケーションを深めていきます。

### 2) 子ども・若者の居場所づくり

子ども・若者が気軽に集い話し合える場が少なくなり、自宅でケータイ・スマホ・ゲーム機などにはまりこむ傾向があります。また、コミュニケーションの能力の希薄化が課題となっています。古民家や空き商店街、公民館や交流館等できるところで居場所を考えていきます。

- ・事例の様子を「アドたより」で紹介

### 3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動

ケータイからスマホへと急速にスマホが高校生から、中学生、小学生へと広まりつつあり、SNS アプリの進化は、いじめ、犯罪被害、依存症などさまざまな問題が顕在化しその対策が急務となっています。とりわけ買い与える保護者の役割は大きく、保護者がネットの危険を理解し注意、指導、見守りのペアレンタルコントロールの営みを深めていく必要があります。

- ・身近な場でのケータイ・スマホ講習会や研修会の開催提唱



- 4) その他、 東日本復興支援についてできることから取組んでいきます。  
被災地アド連と連携を取り支援活動を推進します。

## 5、事業計画

本会は活動方針のもとに、次の事業により全日本アド連活動を展開します。

### 1) 会議の開催

#### ①総会ならびに研究大会

第20回全日本アド連研究集会の開催 ～本会発足20周年記念大会とし、総会を兼ね青少年育成課題を研究する。

期日 平成28年6月 日～ 日

場所

第20回は関東ブロックで開催予定。

②理事会の開催～年2回、27年11月26～27日（内閣府主催中央研修会）。  
28年2月（アド養成講座 開催地）を予定

③役員会の開催～必要に応じて開催

④専門委員会の開催～理事会の開催に併せて開催

### 2) 広報・啓発活動の実施

#### ①「全日本アド連たより」の発行

年3回発行し随時、活動の報告、事業のお知らせ、県・市町村の活動、参考になる提言、会員の声などタイムリーに載せます。

#### ②ホームページの活用

更新に務め、運動方針や事業計画、事業予定や参加者募集、活動の報告、主張、提言、等を全日本のみならず、各都道府県・ブロックの情報を適時に載せて、ページの充実をばかり、情報の共有化と運動の活性化に努めます。

#### ③情報連絡網の整備

各ブロック・各都道府県の会長、事務局の連絡網を整備するため、従来の所在地・居住地・電話・FAXに加えて、メールのアドレスを調査・把握して迅速な広報・連絡体制を確立する。

### 3) 後継者養成講座の開催

各都道府県・ブロックで仲間を増やすための、(仮称)初級(入門コース)アドバイザーの養成に努めます。また、別添実施要項(案)により28年2月に(仮称)上級、全日本コース)アドバイザー養成講座を実施します。

そのため

- ・専門委員会で養成要項を協議、決定します

更に、28年度の青少年育成アドバイザー（仮称全日本コース）養成講座の実施準備をします。

#### 4) 表彰を行う

本会及び加盟団の発展に寄与した個人を各加盟都道府県1名程度、総会において表彰する。又、一般社団法人日本善行会の個人表彰（成人）も5～6名、青少年（2団体）の推薦も行っています。

#### 5) アドバイザーを支援する有識者会議の開催

と き・・・理事会、又は研究大会にあわせて・・・

ところ・・・未定

- ・多様化、専門化する青少年育成課題に対応するためアドバイザーに協力的な専門家による支援会議をつくり意見やアイデアを得ていきます。

- ・青少年育成に造詣が深く協力的な講師助言者をリストアップし要請があれば紹介します。

#### 6) 内閣府など関係機関事業への積極的参加

##### ①中央研修会への参加

と き 平成27年11月26（木）～27日（金）

ところ 青少年総合研修センター

##### ②各ブロック研修会への参加

北海道・東北ブロック研修会

と き 平成27年8月26日（水）10：00～14：30

ところ アイーナ（岩手県盛岡市 いわて県民情報交流センター）

中部ブロック研修会

と き 平成27年10月23日（金）10：00～14：30

ところ 富山県高岡文化ホール（富山県富山市）

関東甲信越静ブロック研修会

と き 平成27年9月4日（金）10：00～14：30

ところ 川崎市教育文化会館（神奈川県川崎市）

近畿ブロック研修会

と き 平成27年11月4日（水）10：00～14：30

ところ エル・おおさか（大阪府立労働センター・大阪市中央区）

中四国ブロック研修会

と き 平成27年10月16日（金）10：00～14：30

ところ 愛媛県男女共同参画センター（愛媛県松山市）

九州・沖縄ブロック研修会

と き 平成27年9月16日（水）10：00～14：30

ところ 沖縄総合福祉センター（沖縄県那覇市）

##### ③関係事業への協力～（例～青少年育成国民会議結成50周年記念式典）

## 第6号議案 平成27年度会計予算（案）について

### 収入の部

単位：円

科 目	27年度予算額	26年度予算額	増 減	付 記
会 費	126,000	141,000	△15,000	28県×3000=84000、過年度未納金39000、賛助会員3000
繰越金	295	△44,722	45,017	前年度繰越金
借入金	0	44,722	△44,722	特別予算から借入
その他	705	25,034	△24,329	寄付金、利子等
合 計	127,000	166,034	△39,034	

### 支出の部

単位：円

科 目	27年度予算額	26年度予算額	増 減	付 記
会 議 費	40,000	30,000	10,000	役員会・理事会・有識者会議
事 業 費	50,000	50,000	0	
事務費	25,000	20,000	5,000	インク、用紙、原紙、封筒、賞状筒 他
通信費	25,000	30,000	△5,000	切手、はがき、宅急便
旅 費	30,000	30,000	0	講師・役員旅費補助
返納金	0	44,722	△44,722	アド認定特別会計へ
予 備 費	7,000	11,312	△4,312	広報啓発費(のぼり等)
合 計	127,000	166,034	△39,034	

## 平成27年度 アドバイザー認定特別会計予算（案）

### 収入の部

単位：円

科 目	27年度予算額	26年度予算額	増 減	付 記
アド認定料	0	100,000	△100,000	
繰越金	42,126	49,756	△7,630	前年度繰越金
返納金	0	44,722	△44,722	
その他	0	15,000	△15,000	
合 計	42,126	209,478	△167,352	

### 支出の部

単位：円

科 目	27年度予算額	26年度予算額	増 減	付 記
会議費	15,000	10,000	5,000	会議使用料等
事務費	10,000	10,000	0	コピー用紙、インク代等
通信費	10,000	15,000	△5,000	委員案内等郵送代
旅 費	0	60,000	△60,000	
貸付金	0	44,722	△44,722	
次回開催費	0	10,000	△10,000	
予備費	7,126	59,756	△52,630	
合 計	42,126	209,478	△167,352	

# 全日本青少年育成アドバイザー連合会 規 約

## (名称)

第1条 この会は、全日本青少年育成アドバイザー連合会（以下「本会」という）と称する。

（略称：全日本アド連）

英文名（National Association of Youth Development Advisers）

## (事務局)

第2条 本会の事務局は、事務局長宅に置く。

## (目的)

第3条 本会は、青少年問題の重要性に鑑み、地域社会における青少年育成活動の活性化を図ると共に、会員の資質高揚、並びに後継者育成に努めることを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 内閣府及び各県民会議等の事業支援、並びに青少年育成関係機関・団体等との連携協業の促進。
- (2) 育成指導者研修事業の実施、並びに青少年問題に関する情報収集・調査研究。
- (3) 青少年の自立支援や子育て支援活動、並びに悩みごと相談に対する助言。
- (4) 青少年の国際交流、ボランティア活動・体験活動等の支援。
- (5) キャンペーン活動、並びにホームページ・会報等による広報活動の推進。
- (6) メディアへのニュースリリースの活用。
- (7) その他、目的達成のため必要な事業等の実施。

## (組織)

第5条 各都道府県アド連等の団体、及び本会の目的に賛同する個人を以て組織する。

2 各都道府県アド連は、次のブロックに所属する。但し、入退会は任意とする。

- (1) 東北・北海道
- (2) 関東・甲信越
- (3) 東海・北陸
- (4) 近畿
- (5) 中国・四国
- (6) 九州

## (会員)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、各都道府県アド連会長とする。

3 賛助会員は、青少年育成アドバイザー会員とし、本会を賛助する。

但し、各都道府県アド連等に未加入のアドバイザー会員はこれを認める。

## (役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：5名
- (3) 理事：12名
- (4) 監事：2名
- (5) 事務局長：1名
- (6) 会計：1名

(役員を選任)

第8条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、総会において役員の中から選出し、総会の承認を得る。
- (2) 副会長は、各ブロックの会長があたる。
- (3) 理事は、各ブロックの副会長を以てあてる。
- (4) 監事は、理事以外から選任し、総会の承認を得る。
- (5) 事務局長及び会計は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、第4条に掲げる事業の開発促進に努め、審議決定の権限を有する。
- 4 監事は、業務及び財産を監査し、その結果を総会において報告する。
- 5 事務局長は、会長の命により事務局を所掌する。
- 6 会計は、本会の経理を掌理し、その結果を総会において報告する。

(役員任期)

第10条 会長の任期は、4年を限度とする。

- 2 副会長及び理事の任期は、当該する所属団体の規定に準ずる。
- 3 監事・事務局長・会計の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 役員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその任務を負う。
- 5 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会に諮り学識経験者及び会長経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の会務について会長の諮問に応ずる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会・役員会・理事会・専門委員会とし、会長が招集する。

- 2 本会に会議の議事録を備える。
- 3 議長は、会長もしくは副会長が務める。
- 4 会議の定足数は、構成員の3分2以上の出席で成立する。但し、委任状の数は出席者と見なす。
- 5 やむを得ず会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面を提示し、代理人に表決を委任することができる。
- 6 議決は、出席者の過半数を以て決する。  
但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、本会最高の議決機関であり、毎年1回開催する。但し、臨時に開くことができる。

- 2 総会は、各都道府県アド連会長を以て構成する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 規約の制定、及び改正。
  - (2) 事業計画、及び予算の決定並びに承認。

(3) 事業報告、及び決算の承認。

(4) 役員の承認。

(5) その他、必要な事項。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・事務局長・会計で構成し、会務の執行に関し重要且つ急を要する事項について審議する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長・副会長・理事・事務局長・会計で構成し、必要に応じて開く。

2 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関する事項。

(2) 総会に付議する事項。

(3) その他、会務の執行に関する事項。

(専門委員会)

第16条 専門委員会は、事業推進のため協議を必要とする事情が生じた場合に開く。

2 専門委員は、役員会で選出する

3 専門部会の委員長は、委員の互選とし、当該部会を掌理する。

(経理)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他を以てあてる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約に示されない事項)

第19条 規約に示されない事項については、理事会で協議し、別途、運営細則により定める。

(附則)

本会の規約は、平成9年4月1日から施行する。

本会の規約は、平成19年6月23日から施行する。(改正)

本会の規約は、平成20年6月21日から元規約に戻す。(改正)

本会の規約は、平成21年6月20日から施行する。(一部改正)

本会の規約は、平成23年6月11日から施行する。(改正)

## 運 営 細 則

(目的)

第1条 この細則は、全日本青少年育成アドバイザー連合会規約に基づき必要な事項を定める。

(会長職務代行順位)

第2条 会長職務代行順位は、年次総会開催担当のブロック会長が輪番であたる。

(旅費規程)

第3条 役員が会長の命により、出張する場合には、旅費を助成することができる。

(会費)

第4条 会費は、毎年6月末日までに会計に納入しなければならない。

2 各都道府県青少年育成アド連等及び賛助会員の会費は、年間3,000円とする。

3 顧問は会費を免除する。

(表彰規程)

第5条 本会の発展に顕著な功績があったと認められる個人を表彰することができる。

(弔意規程)

第6条 本会の役員が任期中死亡した場合は、弔意を表す。

附則

この運営細則は、平成9年4月1日から施行する。

この運営細則は、平成19年6月23日から施行する。(改正)

この運営細則は、平成20年6月21日から元規約に戻す。(改正)

この運営細則一部改正は、平成21年6月20日から施行する。(一部改正)

この運営細則一部改正は、平成23年6月11日から施行する。(改正)